

# 東みよし町 事務事業評価シート

評価年度	令和5年度	事業年度	令和4年度
------	-------	------	-------

## 1 事務事業の概要

事務事業名	森林伐採状況管理事業		整理番号	1309-056		
第2次 総合計画体系	政策目標	3 にぎわいのあるまちづくり	担当部署	産業課		
	分野別施策	1 農林業の振興	所属長	山下 真広		
	主な施策	7 計画的な森林整備の推進	電話番号	79-5339		
根拠法令等	森林法第10条の8					
事業実施方法区分	<input checked="" type="checkbox"/> 町直営	<input type="checkbox"/> 全部委託	<input type="checkbox"/> 一部委託	<input type="checkbox"/> 指定管理	<input type="checkbox"/> 補助金等	
事業継続年数	事業開始年度	平成24年度	<input type="checkbox"/> 5年以内	<input checked="" type="checkbox"/> 6年～10年	<input type="checkbox"/> 11年～20年	<input type="checkbox"/> 21年以上

## 2 事務事業の目的・内容・成果

事務事業の対象 <small>具体的に誰(なに)を</small>	地域森林計画対象森林において伐採を行う者	対象者	山林所有者または 森林整備施工者
事務事業の目的 <small>どのような状態にしたいのか</small>	伐採及び伐採後の造林の届出制度が適正に運用されない場合、大規模な造林未済地が発生する等の危険があるため、持続可能な森林経営の実現に向け、適正かつ計画的な森林資源の利用を確保するために、本制度を活用し、森林施業の推進を図る。		
事務事業の内容 <small>どのような方法・手段で 事務事業を行ったか</small>	森林法の規定により、地域森林計画対象の民有林で伐採を行う者は、伐採及び伐採後の造林の届出書を町長へ提出することが義務付けられており、町は地域森林整備計画との整合性を確認するとともに、必要に応じて森林所有者等への指導を行い、問題なければ適合通知書を発行して、適正な森林施業が確保されるよう措置することとなっている。		
事務事業の成果 <small>結果・実績はどうか</small>	令和4年度届出件数 35件		
特記事項			

## 3 事業費の推移と評価対象年度経費

		令和3年度		令和4年度(評価対象年度)		令和5年度(見込)	
		0	うち繰越分↓ 0	0	うち繰越分↓ 0	0	うち繰越分↓ 0
財源内訳	事業費【(a)～(e)の合計】						
	国庫支出金(a)						
	県支出金(b)						
	地方債(c)						
	その他(d)						
	うち受益者負担						
	一般財源(e)						
特定財源の名称・金額							
令和4年度 経費の内訳 <small>事務事業に係る経費の詳細</small>		予算科目(歳出区分)	会計	款	項	目	
備考							